

2026年6月4日

株主の皆様へ

東京都千代田区紀尾井町 1-3
LINE ヤフー株式会社
代表取締役社長 CEO 出澤 剛

2026年3月期の配当金に関するご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は2026年5月15日開催の取締役会において、2026年3月期の期末配当金として、当社普通株式1株当たり7.3円をお支払いすることを決議いたしました。これに伴い、2026年6月5日より配当金のお支払いを開始いたします。本配当金は、1株当たり7.3円のうち、5.56円は「利益剰余金」を、1.74円は「その他資本剰余金」を原資としてお支払いいたします。「利益剰余金」と「その他資本剰余金」の双方を原資とする配当金は、「資本の払戻し」に該当するため、「利益剰余金」を配当原資とする配当金とは税金計算上の取扱いが異なります。そこで、その取扱い等につき以下ご案内いたします。

なお、このご案内は今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものですが、具体的な税務上の手続き等については株主様個々のご事情によって異なります。大変お手数ではございますが、**具体的な税務上のお手続き等につきましては、最寄りの税務署、税理士等にご確認ください**ますようお願い申し上げます。

敬具

【本件に関するご照会先】

(1) 取得価額の調整に関する具体的な照会、相談
お取引の証券会社、最寄りの税務署・税理士等にご照会ください。

(2) 税務申告等に関するご照会、ご相談
最寄りの税務署・税理士等にご相談ください。

【株式全般・配当に関するお問合せ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部にご照会ください。
電話 0120-232-711 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日等を除く平日)

1. 今回の配当金の税務上の取扱いについて
- (1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

■今回の当社の普通株式の配当は、1株当たり7.3円となり、「利益剰余金」と「その他資本剰余金」を原資といたします。

「利益剰余金」と「その他資本剰余金」を原資とする配当金は、「資本の払戻し」としての取扱いとなり、今回の配当金は、税法の規定に従い、「みなし配当」及び「みなし配当以外」に分かれます。

このうち、「みなし配当以外」に該当する部分につきましては、「みなし譲渡損益」が発生いたします。

■これを具体的に示すと、次のようになります。

【1株当たりの配当金：7.3円】

- | | | |
|----------|----------------|---------------------|
| ・みなし配当 | ：6.7237210248円 | 持分に応じて源泉徴収の対象となります。 |
| ・みなし配当以外 | ：0.5762789752円 | 源泉徴収の対象となりません。 |

【「その他資本剰余金」を原資とする配当を行うことで、株主様が通常の配当（「利益剰余金」を原資とする配当）と違う手続きをしていただく事項について】

- a. 「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象ではありませんので、原則として確定申告が必要となります。
なお、特定口座が源泉徴収口座の株主様は、お取引の証券会社によって計算対象とする場合も考えられますので、お手数ではございますがお取引の証券会社にご確認くださいませう、お願いいたします。
- b. 取得価額の調整が必要となります。
一般的には、「お取引の証券会社」が取得価額の調整を行いますが、すべての証券会社を実施するとは限りませんので、「お取引の証券会社」にご確認くださいませう、お願いいたします。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第 37 条の 11）

税法の規定により、「みなし配当以外」の部分について、株主の皆様には「みなし譲渡損益」が発生いたします。算出方法は、次の通りとなります。

（みなし配当額 1 株当たり 6.7237210248 円、純資産減少割合「0.008」）

$$\boxed{\text{① 収入とみなされる金額}} = \boxed{\text{払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額}} - \boxed{\text{みなし配当額 (6.7237210248 円) × 所有株式数}}$$

$$\boxed{\text{② 取得価額}} = \boxed{\text{従前の取得価額の合計額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合 (「0.008」)}}$$

$$\boxed{\text{③ みなし譲渡損益 (①-②)}} = \boxed{\text{① 収入とみなされる金額}} - \boxed{\text{② 取得価額}}$$

「①収入とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が譲渡所得等（「みなし譲渡損益」）となります。

《例》当社株式を 1 株当たり 500 円で 100 株購入していた場合

① 収入とみなされる金額
 = 1 株当たり配当金（7.3 円）× 100 株 - みなし配当額（6.7237210248 円）× 100 株 = 57 円
 （円未満切り捨て）

② 取得価額
 = 50,000 円（内訳：500 円×100 株）× 0.008 = 400 円

みなし譲渡損益（①-②）
 = 57 円 - 400 円 = ▲343 円（▲この場合はみなし譲渡損）

※具体的な税務上の取扱い等は、最寄りの税務署、税理士等にご確認ください。

(3) 取得価額の取扱いについて（所得税法施行令第 114 条第 1 項）

税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。

調整後の取得価額は、以下の通りとなります。（純資産減少割合は「0.008」）

$$\boxed{\text{1 株当たりの調整後の取得価額}} = \boxed{\text{1 株当たりの調整前の取得価額}} - \left(\boxed{\text{1 株当たりの調整前の取得価額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合 (「0.008」)}} \right)$$

※お取引の証券会社等で特定口座をご利用の株主様の調整等については、お取引の証券会社等にご確認ください。

※特定口座を利用でない場合は、上記の計算式により取得価額をご調整していただく必要がございます。

2. 株主の皆様への通知事項

(1) 個人株主の皆様への通知事項

所得税法施行令第 114 条第 5 項に規定する事項	通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第 61 条第 2 項第 4 号に規定する割合）	0.008 (小数点以下第 3 位未満切り上げ)

(2) 法人株主の皆様への通知事項

法人税法施行令第 23 条第 4 項に規定する事項	通知事項
金銭その他の資産の交付起因となった法人税法第 24 条第 1 項各号に掲げる事項	資本の払戻し
その事由の生じた日（配当の効力発生日）	2026 年 6 月 5 日
その支払に係る基準日における発行済株式等の総数（自己株式を除く）	6,878,805,071 株
みなし配当額に相当する金額の 1 株当たりの金額	1 株当たり 6.7237210248 円

法人税法施行令第 119 条の 9 第 2 項に規定する事項	通知事項
資本の払戻しに係る法人税法施行令第 23 条第 1 項第 4 号に規定する割合	0.008 (小数点以下第 3 位未満切り上げ)
資本の払戻しにより減少したその他資本剰余金の額	11,969,120,823 円

このご案内は、今回の配当金の税務上の取扱い、税法の規定により株主の皆様へ通知すべき事項をご説明するものですが、実際の手続きは株主様個々のご事情によって異なりますことから、すべてを網羅するわけではございません。

ご不明な点については、1 ページに記載いたしました照会先までご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

このご案内は、株主様が今後当社の株式を売却する場合の取得価額の証明になりますので、大切に保管くださいますよう、お願い申し上げます。

以上